

議案第 1 2 号

階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 4 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

階上町国民健康保険税条例(昭和 47 年階上町条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。)」の次に「及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第 2 条第 3 項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項第 4 号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)第 703 条の 4 第 30 項に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第 3 条第 1 項中「地方税」及び「(昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。)」を削り、「100 分の 7.3」を「100 分の 7.0」に改める。

第 5 条中「23,000 円」を「21,700 円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「第 7 条の 3」の次に「、第 9 条の 7」を加え、「21,000 円」を「20,200 円」に改め、同条第 2 号中「10,500 円」を「10,100 円」に改め、同条第 3 号中「15,750 円」を「15,150 円」に改める。

第 9 条の 3 の次に次の 4 条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第 9 条の 4 第 2 条第 5 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 0.3 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第 9 条の 5 第 2 条第 5 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 1,300 円とする。

(18 歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 18 歳以上被保険者均等割額)

第 9 条の 6 第 2 条第 5 項の 18 歳以上被保険者均等割額は、18 歳以上被保険者 1 人について 60 円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第 9 条の 7 第 2 条第 5 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800 円
- (2) 特定世帯 400 円
- (3) 特定継続世帯 600 円

第 23 条第 1 項第 1 号ア中「16,100 円」を「15,190 円」に改め、同号イ(ア)中「14,700 円」を「14,140 円」に改め、同号イ(イ)中「7,350 円」を「7,070 円」に改め、同号イ(ウ)中「11,025 円」を「10,605 円」に改め、同項第 2 号ア中「11,500 円」を「10,850 円」に改め、同号イ(ア)中「10,500 円」を「10,100 円」に改め、同号イ(イ)中「5,250 円」を「5,050 円」に改め、同号イ(ウ)中「7,875 円」を「7,575 円」に改め、同項第 3 号ア中「4,600 円」を「4,340 円」に改め、同号イ(ア)中「4,200 円」を「4,040 円」に改め、同号イ(イ)中「2,100 円」を「2,020 円」に改め、同号イ(ウ)中「3,150 円」を「3,030 円」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「3,450 円」を「3,255 円」に改め、同号イ中「5,750 円」を「5,425 円」に改め、同号ウ中「9,200 円」を「8,680 円」に改め、同号エ中「11,500 円」

を「10,850 円」に改める。

附則第 4 項、第 5 項及び第 7 項から第 14 項までの規定中「第 8 条」の次に「、第 9 条の 4」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の階上町国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援納付金に係る規定を整備し、税率等を改正するため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第 96 条第 1 項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。